

岐阜県産業技術総合センター利用者の化学薬品取扱要領

第1 趣旨

岐阜県産業技術総合センター（以下「産総センター」という）を利用する者の化学薬品の取扱については、岐阜県産業技術総合センター化学薬品管理規程（以下「規程」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第2 定義

本要領に用いる用語の定義は、規程第2条の各号に定めるところによる。

第3 適用

この要領は、次に掲げる者であって、別に定める産総センター化学薬品取扱要領別表第1に掲げる、取扱に際し国等の許可が必要な物質を含む化学薬品（以下、「許可薬品」という。）以外の化学薬品を、産総センターに持ち込む者及び持ち込んだ化学薬品を取扱う者（以下「利用取扱者」という。）に適用する。

- (1) 岐阜県試験研究機関開放試験室設置機器使用要綱第2条に掲げる、産総センターが設置場所の開放試験室及びぎふ技術革新センターに設置する機械器具等（以下「開放機器」という。）を使用する者。
- (2) 岐阜県試験研究機関共同研究実施要領に基づき、産総センターで研究を実施する者。
- (3) 岐阜県商工労働部所管試験研究機関特別研究員受入要領に基づき、産総センターで受け入れる特別研究員。
- (4) 岐阜県商工労働部所管試験研究機関研修生受入要領に基づき、産総センターで受け入れる研修生。
- (5) 産総センター連携研究エリア利用ガイドラインに基づき、同エリアを使用する者。
- (6) 機器・設備等保守点検、清掃等請負事業者。ただし、委託契約書等で化学薬品等の取扱に関して必要な事項を定めてあるものを除く。
- (7) その他技術相談、講習会等で産総センターの設備を使用する者。

第4 届出

利用取扱者が産総センターに化学薬品を持ち込む場合は、以下の手続きを行う。

- (1) 事前に化学薬品持込届出書（様式第1号）（以下「届出書」という。）を記入要領に従い作成したのち、産総センターに提出する。
- (2) 届出書の内容を変更する必要がある場合には、化学薬品持込変更届出書（様式第2号）（以下「変更届出書」という。）を産総センターに提出する。

- (3) 作業において新たに物質が生成される場合には、生成物、中間体、副生成物について、届出書に記載のないものは変更届出書を産総センターに提出する。
- (4) 産総センターは、届出書又は変更届出書の提出があった場合、次の各号について精査する。
- 1) 化学薬品毎に該当する SDS がすべて添付されているか。
 - 2) SDS による有害性、形態、数・量、使用目的を元にしたリスクアセスメント及び化学薬品の関係法令に則した適切な安全対策が記入されているか。
 - 3) 化学薬品の関係法令に則した適切な保管場所が記入されているか。
 - 4) その他規程及び関係法令に違反がないか。
 - 5) 許可薬品の持込がないか。

第5 持込上の注意事項

利用取扱者は、届出書又は変更届出書に記入され、産総センターが認める以外の化学薬品及び許可薬品を持込んで서는ならない。

第6 使用上の注意事項

利用取扱者は、届出書又は変更届出書に記入した安全対策に従って作業を行う。また、作業中に新たに生成する生成物、中間体、副生成物が危険性、有害性が高く、保護措置を講じることが困難であると判断される場合は、ただちに作業を中止し、緊急時の措置を講じる。

第7 保管上の注意事項

利用取扱者は、届出書又は変更届出書に記入した持込期間を越えて、産総センターに保管してはならない。

第8 掲示

利用取扱者は、化学薬品の保管場所の掲示について、保管場所に届出者の氏名、連絡先及び産総センター担当者の氏名を掲示する。

第9 廃棄上の注意事項

利用取扱者は、持込期間終了後又は使用後に不要になった化学薬品、化学薬品の使用や保管に伴い発生した廃棄物及び利用取扱者が持ち込んだ使用済みの保護具を速やかに持ち帰らなければならない。

第10 その他

その他、必要な事項については所長が別に定める。

附則

本要領は令和6年4月1日から施行する

持込する化学薬品リスト

物質名*2、*3	形態*4	数・量、サイズ、 容量*5	SDS等* 6	安全対策*7	使用目的*8	保管場所*9

「化学薬品持込届出書」記入要領

- * 1 : 持込期間は次の点に留意し、記入すること
 - ・ 実験や施設整備、維持管理のために真に必要な期間に限る。
 - ・ 年度をまたいだ持込期間にしないこと。
- * 2 : 物質名は、化学名、慣用名を記入すること（商品名は避ける）。化学式は元素記号（有機化合物の場合は示性式）で表記すること。組成やドープ量等の異なる化学薬品は別々に記入すること（略称不可）。
- * 3 : 作業において新たに物質が生成される場合は、生成物、中間体、副生成物についても記載すること。
- * 4 : 形態は化学薬品の全体形状を記入すること。
- * 5 : 数・量は、化学薬品の個数・一試料あたりの重量等を、サイズは、タテ×ヨコ×厚さ等（単位を付けること）、容量は容器の包装容量（グラム、ml）を記入すること。
- * 6 : 「無害」を含めすべての化学薬品について、参照した SDS 等を必ず本届出書に添付し、○印を記入すること。化学薬品の SDS がない場合には主たる成分の SDS、或いは類似物質の SDS を添付し、その旨を記入すること。
- * 7 : 安全対策は「無害」を除き全て記入すること。想定している作業についてリスクアセスメントを実施し、必要な安全対策を検討すること。
- * 8 : 使用目的は、測定、器具洗浄等を記入すること。
- * 9 : 毒劇物保管庫等を記入すること。持込期間が1日の場合は「該当なし」を記入すること。

[その他]

ガスを実験に用いる場合、届出書に配管及び除外装置等の安全対策について記した図面を併せて提出すること。

様式第2号

所長	副所長		総務課長	化学物質 管理責任者	化学物質 管 理 者	化学物質 取扱責任者	主任

化学薬品持込変更届出書

年 月 日

岐阜県産業技術総合センター所長 様

住 所 :
所 属 :
氏 名 :
連絡先(TEL) :
e - m a i l :

年 月 日付で届け出た持込化学薬品の内容を変更したいので、
下記のとおり届け出ます。

記

変更項目		
変更理由		
	変更前	変更後
備考		